

2022年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社NFCホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 中鉢 和宏  
(コード番号：7169 東証スタンダード)  
問 合 わ せ 先 取締役管理本部長 藤井 雅文  
(TEL. 03-6233-0352)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社光通信について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2022年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合算 対象分	計	
株式会社光通信	親会社	74.88	97.00	97.00	東京証券取引所 市場第一部 (現 プライム市場)
株式会社総合生活 サービス	その他の 関係会社	22.12	-	22.12	-

#### 2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号または名称およびその理由

会 社 の 名 称 : 株式会社光通信

理 由 : 当該会社は、株式会社総合生活サービスの議決権を100%保有しているため

#### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

##### (1) 資本関係

当社の親会社は株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）で、光通信は当社の株式 13,256,100 株（議決権比率 74.88%）を保有する会社であり、当社は光通信の連結子会社となっております。

当社は、光通信の連結子会社である一方、自主独立した経営方針を持つ上場企業として事業活動を行っております。

##### (2) 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社において、取締役6名、監査役4名のうち、光通信より取締役2名、監査役1名を受け入れておりますが、それぞれ、他社の取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくために選任しており、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、独立性は確保されていると考えております。

また、当社は経営上での承認事項に関し、光通信からの制約はなく、取締役会において独自の経営判断

を行っていることから、当社の独立性は確保されております。

(役員の内兼任状況)

(2022年6月28日現在)

役職	氏名	親会社等又は そのグループ企業での役職	就任理由
取締役	大和田 征矢	(株)光通信 損害保険事業部長 さくら損害保険(株) 取締役 日本共済(株) 取締役 すまい共済(株) 取締役	他社の取締役を兼任し、また営業部門で経験を積んでおり、経営及び営業に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくため取締役に就任いただいております。
取締役	杉田 将夫	(株)光通信 財務本部 執行役員 財務 副本部長 (株)プレミアムウォーターホールディ ングス 取締役 監査等委員 さくら損害保険(株) 取締役 (株)コア・コンサルティング・グループ 常務取締役 すまい共済(株) 監査役	他社の取締役を兼任し、また管理部門で経験を積んでおり、経営に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくため取締役に就任いただいております。
監査役	大嶋 敏也	(株)光通信 人事本部長 (株)エフティグループ 取締役 監査等 委員	他社の取締役を兼任し、また戦略企画部門で経験を積んでおり、経営に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社の監査に反映していただくため監査役に就任いただいております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

光通信は、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を光通信の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主の全員（光通信及び当社を除きます。なお、光通信の完全子会社である株式会社総合生活サービスを含みます。）に対し、その所有する当社株式の全部を光通信に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを2022年6月15日に決定し、当社は同日付で光通信より本売渡請求に係る通知を受領し、同日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をしております。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主と取引等を行う際は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応しております。

以上